

# 山形県立長井高等学校 部活動方針（案）について

## 1 長井高校部活動基本方針

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、運動部にあっては生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る。文化部にあっては生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努める。とともにバランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

## 2 運動部活動の休養日及び活動時間について

### (1) 休養日

- 平日： 1日以上
- 週休日： 1日以上

### (2) 活動時間

- 平日： 2時間程度
- 週休日等： 3時間程度

### (3) 長期休業中の休養日

- お盆や年末・年始の学校閉庁日は、部活動休養日とする。

### (4) その他

- 定期考査1週間前は部活動休養日とする。  
ただし、定期考査終了日から1週間以内に大会がある場合は、許可申請により活動を認める。
- 練習試合、合宿、大会等で1日活動した場合、半日分を別の週休日に振り替える。
- 休養日の日数は年間トータルで考え、以下の規定日数以上になるように計画する。  
(平日52日、休日52日、合計104日)

## 3 年間計画及び活動実績について

- 部活動顧問は、4月の部集会の日までに年間の活動計画を作成して部活動運営委員会に提出することを原則とする。
- 部活動顧問は、3月末までに活動実績を部活動運営委員会に提出する。

## 4 強化指定部

- 強化指定を受けたい部活動顧問は部活動運営委員会に4月上旬までに強化指定願いと年間活動計画を提出する。
- 強化指定部については、部活動運営委員会で指定する。

## 6 特別強化期間

- 特別強化期間は、高体連、高野連、高文連主催の大会等の1か月間前からとする。
- 特別強化期間として休養日を週1日と設定する場合は、設定できない休養日を他の週に振替える。
- 強化指定期間を設けたい場合は、部活動顧問が部活動運営委員会に許可申請書を提出する。

## 7 その他

- 活動費等で生徒からお金を徴収する場合は、所定の書式で許可を得ること。
- 部活動顧問は、月予定表を作成し、保護者と生徒に必ず提示すること。
- 夏季・冬期講習等は、平日扱いとする。
- 学習禅は、休日扱いとする。

※上記以外の事項については、（山形県教育委員会／学校の設置者）の方針に則って実施する。

## 附 則

本方針は、2020年4月1日から実施する。

令和2年4月1日一部改正する。